

## 介護保険施設等の整備について

## 1 平成24年度第1回既存数発表表に対する事前相談

施設種別	法人名等	施設の概要			定員合計	備考
		施設名	住所	開設予定 定員		
介護老人福祉施設 (特養)	医療法人 あいち診療会	田舟	弥富市又八二丁目128	平成26年4月 60	/	新設
介護老人福祉施設 (特養)	あま市	—	—	平成26年10月 100	/	公募
介護老人福祉施設 (特養)	社会福祉法人 貴徳会	希望の郷 ・大治	大治町大字中島字中田103	平成27年1月 120	280	新設
介護老人保健施設	医療法人服和会	未定	弥富市鮫ヶ池二丁目223	平成26年3月 74	/	新設
介護老人保健施設	医療法人藤枝会	四季の里	大治町大字西条字柳原35-1	平成25年6月 20	94	増設(80→100)
混合型特定施設入 居者生活介護	アリス有限公司	ハハイジの家	愛西市町方町大山田105	平成25年8月 20	20	新設(枠としては、×0.7=14)

## 2 平成24年3月31日現在の既存数(海部圏域)

	26年度整備目標 (必要入所定員総数)	24年度整備目標 (a)	認可入所定員総数 (H24.3.31) (b)	24年度整備に 当たっての差引数 (a-b)	26年度整備に 当たっての差引数
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1,270	1,190	990	200	280
介護老人保健施設	952	921	858	63	94
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
混合型特定施設入居者生活介護	296	262	223	39	73



### 3 海部圏域介護保険施設等の整備状況

#### (1) 介護老人福祉施設の認可状況

平成24年3月31日 現在

市町村名	法人名	事業所名称	事業所所在地	定員数	事業開始年月日	認可年月日
津島市	(社)福愛療会	(特養)長寿の里 <small>介護老人福祉施設 第二階だまりの里</small>	津島市江西町1丁目3番1	80	平成12年7月21日	平成12年7月21日
津島市	(社)福高久会	(特養)恵寿荘	津島市寺野町字好土44番地	80	平成19年9月1日	平成19年9月1日
津島市	(社)福嘉祥福祉会	(特養)悠々の里	津島市唐臼町半池72-6	80	平成12年4月1日	平成12年4月1日
愛西市	(社)福萬里の会	(特養)佐織寿敬園	愛西市小茂井町字宮浦64-1	60	平成12年4月1日	平成12年4月1日
愛西市	(社)福亀泉会	明範荘(特養)	愛西市西川端町字南須原4番1	80	平成12年4月1日	平成12年4月1日
愛西市	(社)福愛知果厚生事業団	愛厚ホーム佐屋苑	愛西市赤目町山之神30番地1	110	平成16年12月15日	平成16年12月15日
愛西市	(社)福弥富福祉会	(特養)輪中の郷	愛西市大井町字浦田面268番地2	100	平成12年4月1日	平成12年4月1日
弥富市	(社)福愛燦会	(特養)長寿の里・十四山	弥富市大藤町5番地3	80	平成12年4月1日	平成12年4月1日
弥富市	(社)福嘉祥福祉会	(特養)あま恵寿荘	弥富市六條町大崎69番地1	80	平成19年4月1日	平成19年4月1日
あま市	(社)福カリヨン福祉会	(特養)カリヨンの郷	あま市二ツ寺西高須賀2番地	80	平成13年8月31日	平成13年8月31日
蟹江町	(社)福博寿会	(特養)やすらぎの里	海部郡蟹江町今字伊勢苗代1-1	80	平成12年4月1日	平成12年4月1日
飛鳥村	(社)福博寿会	(特養)やすらぎの里	海部郡飛鳥村大宝字八島113番1	80	平成12年4月1日	平成12年4月1日
	海部圏域 計			990		

#### (2) 介護老人保健施設の許可状況

平成24年3月31日 現在

市町村名	法人名	事業所名称	事業所所在地	定員数	事業開始年月日	許可年月日
津島市	(医)三善会	(老健)第一アミニティつしま	津島市東柳原町3-47-1	100	平成12年4月1日	平成12年4月1日
津島市	(医)三善会	(老健)第二アミニティつしま	津島市東柳原町3-45	88	平成12年4月1日	平成12年4月1日
津島市	(医)六寿会	(医)六寿会(老健)六寿苑	津島市南新開町1-112-1	100	平成12年4月1日	平成12年4月1日
津島市	(医)三善会	介護(老健)ベリオン	津島市葉苅町字綿掛56	100	平成14年9月2日	平成14年9月2日
津島市	(医)六寿会	介護(老健)第2六寿苑	津島市杵前町5-31-1	80	平成18年10月1日	平成18年9月29日
愛西市	上 敏夫		愛西市西保町北川原179-145	30	平成24年12月予定	23年度第2回
あま市	(医)宝会	(医)宝会(老健)七宝園	あま市七宝町下田矢倉下1433	100	平成12年4月1日	平成12年4月1日
大治町	(医)藤枝会	(医)藤枝会(老健)四季の里	海部郡大治町西條字柳原37-1	80	平成12年4月1日	平成12年4月1日
蟹江町	(医)宝会	(医)宝会介護(老健)ピース蟹江	海部郡蟹江町須成西7-90-1	80	平成17年5月23日	平成17年5月23日
飛鳥村	(医)良斉会	介護(老健)グライとびしま	海部郡飛鳥村服岡4-1-1	100	平成17年8月1日	平成17年8月1日
	海部圏域 計			858		

#### (3) 介護療養型医療施設の指定状況

平成24年3月31日 現在

市町村名	法人名	事業所名称	事業所所在地	定員数	事業開始年月日	指定年月日
津島市	医療法人宏徳会	安藤病院	津島市唐臼町半池72番地1	114	平成12年2月22日	平成12年2月22日
津島市	医療法人三善会	津島中央病院	津島市葉苅町字綿掛63番地	100	平成12年2月22日	平成12年2月22日
	海部圏域 計			214		

(4) 特定施設入居者生活介護の指定等状況

平成24年3月31日 現在

介護専用型 該当なし

市町村名	申請(開設)者	事業所名称	事業所所在地	入居定員総数 17年度末	19年度末	指定済利 用者数	圏域会議等調 整済利用者数	施設区分	施設開設年月日	指定年月日	備考
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

混合型

市町村名	申請(開設)者	事業所名称	事業所所在地	入居定員総数 17年度末	19年度末	指定済利 用者数	圏域会議等調 整済利用者数	施設区分	施設開設年月日	指定年月日	シフト 定員
津島市	社会福祉法人 高久会 有限会社 介護ライフサポート 株式会社エス・エヌ コーポレーション	特定施設入所者生活介護 陽だまりの里 みんなの家 有料老人ホーム 桜の里津島	津島市下切町 字見祢ツ11番地 津島市宇治町小切 95 津島市長王町 1-11-2	—	30	80	—	軽費老人ホーム 有料老人ホーム 有料老人ホーム	平成10年8月15日 平成16年8月1日 平成24年5月1日増床 平成18年3月30日	平成12年1月28日 平成16年7月30日 平成24年4月25日 平成18年3月16日	
愛西市	セダー株式会社 (福)貞徳会 株式会社 ケア・リンク	アイデイールケアホーム さや団欒 明範荘養護老人ホーム	愛西市西保町 字六十坪41-1 愛西市赤目町 山之神30-1 弥富市前ヶ須町 東勘助110-1	15	50	15	—	有料老人ホーム 養護老人ホーム 有料老人ホーム	平成14年10月1日 昭和37年10月1日 平成15年2月1日	平成14年9月27日 平成19年4月1日 平成15年1月31日	
弥富市	株式会社 サンズデイック豊田	はびね弥富	弥富市東中地1-17-4 外	—	—	—	30	有料老人ホーム	平成25年3月予定	21年度第1回	
大治町	社会福祉法人 大樹会	軽費老人ホーム ケアハウスルビニニ大治	海部郡大治町大字 中島字大門先141	—	—	27	—	軽費老人ホーム	平成10年5月21日	平成18年3月16日	
蟹江町	株式会社ハルス	介護付有料老人ホームはる すのお家蟹江	海部郡蟹江町西之森 字長瀬下65-22	18	18	18	—	有料老人ホーム	平成16年10月1日	平成16年9月30日	
計				183	183	294	30	a+b×0.7		226	
						a	b	各施設ごとに×0.7		223	

## 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領

(目的)

第1 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号、以下「法」という。）に規定する介護保険施設等（第2第一号から第四号に定めるものをいう。以下「施設等」という。）の認可、許可、指定及び届出の受理（以下「指定等」という。）に係る手続きに当たり、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領（平成14年4月1日）第1条及び第3条(3)に基づき、関係機関等から意見聴取及び関係機関等相互の連絡調整等（以下「意見聴取及び連絡調整」という。）を行い、もって指定等に係る手続等の公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うことを目的として、この取扱要領を定める。

(意見聴取及び連絡調整を行う事項)

第2 《 省 略 》

(既存数の公表)

第3 《 省 略 》

(事前相談)

第4

1 《 省 略 》

2 《 省 略 》

3 事前相談票につき当該市町村の確認及びその他参考意見等を求めた後、福祉相談センター地域福祉課は、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」及び「圏域保健医療福祉推進会議の運用について」（平成14年4月1日付け健康福祉部長通知）に定める幹事会及びワーキンググループに諮り事務局案を作成する。ただし、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に係る事務局案作成に当たって、特に医療関係団体等との連絡調整が必要な場合には、福祉相談センター地域福祉課は、保健所に必要な情報を速やかに伝達し、協力依頼を行うものとする。

(意見聴取及び連絡調整の基準)

第5 第4第1項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 法第118条に基づく介護保険事業支援計画におけるそれぞれの施設種別（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。）の圏域毎、年度毎の整備目標値（必要入所定員総数又は必要利用定員総数）から既存数を差し引いた数の範囲内であること。ただし、施設等の円滑な整備の促進のため、計画の最終年度の整備目標値が適当とするなど圏域内の全市町村が必要と認める場合はこの限りでない。

なお、第2第三号に定める介護療養型医療施設の指定については、特別の事情があると認められる場合を除き、整備することを原則承認しないものとする。

二 圏域内においてバランスのとれた施設配置であること。この場合、当該施設種別の整備率（当該市町村に設置されている施設の定員の合計数（着手しているものを含む。）／当該市町村の事業計画上の利用見込量×100）の低い市町村に立地するものを優先することとする。

三 《 省 略 》

四 《 省 略 》

以下、第6から第14省略